

2007年8月21日

#### 倫理委員会からの回答

熟読頂き、真摯にご意見を提示頂きますと、心がさらに引き締まります。貴重なご意見、本当にありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

#### 頂いたご意見

- 1) 原子力の研究、開発、利用および教育を取り組むにあたり、(公開の原則)のもとに・・・  
( )を自主、民主、公開の原子力三原則のもとに・・・とする

#### 理由

公開には、自主、民主が前提となることであり、基本法を高らかに謳う必要があります。当然守るべき重点である「原子力三原則」の欠如が原因と思うからです。

詳細は、下記2)に示します。

#### 倫理委員会からの回答

本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したもので、一部組織が守るべきものも含まれていますが、基本的には個人として守るべきものを並べています。個人として原子力開発にあたり「自主」「民主」の原則を意識せよと言われても、具体的にはどのような行動をすればいいのか難しいのではないかと思います。公開の前提は「自主」「民主」だとも言えますが、個人として気をつけるべきは「公開」であり、それが自主的、民主的原子力開発に結びつくとも言えます。原子力三原則は原子力基本法に明記されていることもあり、倫理規程としては原文のままとさせていただきますと存じます。

#### 頂いたご意見

- 2) 憲章に、各機関・各企業などの賛助会員が該当する旨、文章に明記できないでしょうか？

本論理規定は会員個人に対しての「責任」「義務」あるいは「戒め」とも思われる責任感を強調しているように感じられます。

よって、冒頭に示すように各機関・各企業・賛助会員に対するものは、さらに個人よりも重い責任と義務があるので、憲章の中にも対象を明記する必要があると考えます。

具体的には、「自主的」な発想・行動・問題提起とそれらを保障するためには各機関・各企業などにおける「民主的」な運営がなければ安全文化の醸成は計れないもの考えるからです。

行動の手引きで記載の<組織の文化>5-7.で示す内容は特に重要と考えています。

#### 理由

日本の原子力研究開発の黎明期より、学術会議を中心として平和利用を進めるには「原子力三原則」の堅持が重要としてきました。しかしながら、原子力開発の歴史の暗い部分を省みますと、各機関・各企業では、「経営秩序の維持・生産性向上」が人間の尊厳とりわけ基本的な人権の上に置かれ、思想、信条の自由および性に対する差別が歴然と行なわれ、この事実は枚挙にいとまがありません。例えば労働者および労働環境の改善や安全性に対する積極的な提言を忌避し、なおも勇気をもって発言した者に対する昇格・賃金差別などを行なうことで、自由にものを言えないことで、自主的、民主的運営が阻まれています。これにより、各機関・各企業などが如何に「安全文化の涵養」を叫んでも、崇高な倫理規

定を制定しても画餅に終わることに他ならないと考えます。ほんの一例を以下に示します。

研究機関：旧日本原子力研究所：国産一号炉破損燃料を提起した職員の停職3ヶ月を含む  
3人の処分、JPDR裁判など

参照：原研労組の歴史

原子力発電所：東京電力渡辺事件、東京電力思想差別訴訟、関西電力人権侵害事件など

参考文献：憲法判例をつくる(1998.10)自由法曹団(編)

#### 倫理委員会からの回答

倫理規程は企業などの賛助会員も守らなければいけないものだと考えております。そのことは行動の手引の前文に「日本原子力学会会員には個人会員（正会員，推薦会員，学生会員）のほか，企業や法人等の組織が対象となる賛助会員がいる。そのため本倫理規程には，個人として守るべきものばかりでなく，組織が守るべきものも含まれている。」と記載しております。また用語集においても会員には賛助会員も含まれることを記載しています。ただ、組織は個人が集まって構成されているものです。その構成員が自覚し行動しなければ組織はよくなりません。その意味で、本倫理規程は基本的には個人として守るべきものを並べています。組織は、学会とは別にそれぞれ倫理規程を定め、組織をよくしていくことが望まれます。本倫理規程はその参考になればと願っております。日本原子力学会の倫理規程としては原文のままとさせていただきたいと存じます。